

1 行政改革大綱の修正（案）に係る新旧対照表

改訂箇所	旧	新
4 ページ 1 策定趣旨 (1)策定に至る経緯	<p>これを受けて、本市でも2007年（平成19年）12月に行政改革大綱とそのアクションプランを策定しました。行政改革大綱は平成28年度までの10年間の計画とし、策定から5年後を目処に、国・県の施策の動向や社会経済情勢の変化及び本市の財政状況に応じた見直しを行うこととしました。</p> <p>また、アクションプランについては、計画期間を平成23年度までの5年間としました（平成19年策定当時の計画期間です。<u>このたびの見直しにより、新たに平成26年度から平成28年度までのアクションプランを策定しています。</u>）。</p>	<p>これを受けて、本市でも2007年（平成19年）12月に行政改革大綱とそのアクションプランを策定しました。行政改革大綱は平成28年度までの10年間の計画とし、策定から5年後を目処に、国・県の施策の動向や社会経済情勢の変化及び本市の財政状況に応じた見直しを行うこととしました（<u>平成19年策定当時の計画期間は平成28年度までの10年間でしたが、平成30年度までに延長しました。</u>）。</p> <p>また、アクションプランについては、計画期間を平成23年度までの5年間としました（平成19年策定当時の計画期間です。<u>平成26年5月の見直しにより、新たに平成26年度から平成28年度までのアクションプランを策定しています。</u>さらに、行政改革大綱の計画期間の延長に合わせ、<u>アクションプランを平成30年度までに延長しています。</u>）。</p>
9 ページ 2 基本的な考え方 (2)計画期間	<p>行政改革大綱の計画期間は<u>10年間</u>（平成19年度～平成28年度）ですが、国・県の施策の動向や社会経済情勢の変化及び本市の財政状況を勘案の上、平成25年度に見直しを行い、行政改革大綱改訂版を策定しました。</p> <p>アクションプランについては、平成26年度～<u>平成28年度の3年間</u>としました。</p>	<p>行政改革大綱の計画期間は<u>12年間</u>（平成19年度～平成30年度）ですが、国・県の施策の動向や社会経済情勢の変化及び本市の財政状況を勘案の上、平成25年度に見直しを行い、行政改革大綱改訂版を策定しました。</p> <p>アクションプランについては、平成26年度～<u>平成30年度の5年間</u>としました。</p>